

指定管理者制度導入施設平成29年度決算資料

施設名	鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館（鳴門市大麻町三俣字前野22番地1）	担当	生涯学習人権課
------------	---	-----------	---------

1. 指定管理の状況

(1) 指定管理者

【団体名】 特定非営利活動法人 ヒューライツ鳴門
 【代表者名】 理事長 吉田 太郎（平成30年5月19日から藤原 文男）
 【所在地】 鳴門市大麻町三俣字前野22番地1

(2) 指定期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで（4年間）

(3) 指定管理の内容

- ①青少年の人権問題に関する自主的団体活動の促進に関する業務
- ②青少年に対する人権問題の各種講習会等の開催に関する業務
- ③青少年に対する人権問題の各種相談及び指導に関する業務
- ④児童の個別及び集団活動の指導に関する業務
- ⑤児童の地域活動の援助に関する業務
- ⑥その他児童の健全育成指導に関する業務
- ⑦施設、備品の維持管理に関する業務
- ⑧施設の利用に関する業務
- ⑨利用者の安全確保に関する業務
- ⑩その他鳴門市教育委員会が必要と認める業務

2. 指定管理者事業報告書概要

(1) 管理業務の実施状況

- ①開館日数： 年間297日
- ②管理体制： 総括責任者1名、保育士2名、青少年指導員2名、児童指導員2名の7名体制により管理運営業務を実施。
- ③業務実施状況： 館の活動状況を「青少年会館だより」などで広報し、活動への参加者の増加を図るとともに、近隣の学校等に配布し、人権意識の高揚に努めた。
 夜間・休日の業務については、ローテーションを組み対応した。
 人権問題学習会・ふれあい教室等の実施や交流学習会を通じ、地域に根ざした人権教育・啓発を推進した。
- ④利用サービス向上への取り組み：
 幼稚園児・小学校児童については、職員が学校（園）まで迎えに行くなど、安全面に配慮した。

(2) 利用等の状況

（単位：人）

利用者数	幼児	小学生	中学生	高校生	青年	その他	合計
	1,334	7,545	1,147	12	245	2,634	12,917

(3) 利用料金収入の状況

なし

(4) 管理に係る収支の状況

【収入の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減額	備 考
指定管理料	18,965,000	18,965,000	-	
雑収入	-	31	31	
合 計	18,965,000	18,965,031	31	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減額	備 考
人件費	15,930,000	15,924,494	△ 5,506	
事業費	515,000	515,000	-	子ども会運営事業等の補助
報償費	1,240,000	1,240,000	-	人権問題学習会等の開催費用
消耗品	380,000	443,319	63,319	事務用品・教材費ほか
印刷製本費	20,000	16,200	△ 3,800	印刷代ほか
通信運搬費	100,000	101,117	1,117	電話代・切手ほか
修繕料	100,000	29,160	△ 70,840	芝刈り機修理代
旅費	100,000	98,385	△ 1,615	全国人権教育集会参加ほか
光熱水費	400,000	452,097	52,097	電気・水道・ガス・灯油代
手数料	30,000	24,820	△ 5,180	浄化槽保守点検費
委託料	15,000	12,096	△ 2,904	浄化槽維持管理委託料
使用料及び賃借料	70,000	79,074	9,074	マイクロバス借上料ほか
負担金	15,000	13,216	△ 1,784	県児連年会費ほか
保険料	50,000	36,000	△ 14,000	児童等安全共済保険料ほか
小 計	3,035,000	3,060,484	25,484	
合 計	18,965,000	18,984,978	19,978	

差し引き収支額 △ 19,947 円 (不足分については、指定管理者自己負担)

3. 平成29年度鳴門市からの指定管理者への補助金及び委託料

(1) 補助金明細
な し

(2) 委託料明細

(単位：円)

事業名	決算額	担当課
青少年会館、市場・川崎児童館指定管理業務（指定管理料）	18,965,000	生涯学習人権課

4. 管理運営状況について

開館日数	導入前	—	開館時間	導入前	—
	H26	296日		H26	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
	H27	300日		H27	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
	H28	296日		H28	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
	H29	297日		H29	8時30分～18時 長期休業日7時30分～18時
利用者 (件)数 及び 施設使用 者(件)数	H25	本館 7,557人 分館 5,291人	モニタリング 評価結果	評価 (A～C)	B
	H26	本館 6,397人 分館 4,931人		施設所管課 所見	
	H27	本館 6,957人 分館 5,271人		履行確認(*1)	
	H28	本館 8,303人 分館 4,652人		青少年の人権意識の高揚を図るための取り組みや施設の美化をはじめ、節電・節水など経費の節減にも努めている。	
	H29	本館 8,494人 分館 4,423人		サービス水準(*2)	
利用料金及び使用料収入について		施設の利用料金は無料			
利用サー ビス向上 策	指定期間 共通	毎月一回青少年会館だよりを発行し、学校や保護者、周辺の公共施設に配布し、周知に徹底をはかるとともに一人でも多く来館してもらうため行事に対し創意工夫をする。 職員研修に関しては、地方公共団体が開催する研修会や、さまざまな団体が開催する研修会に積極的に参加し、自己研鑽に努める。			
	H26	長期休業中(夏休み等)の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に実施し、保育業務等を行っている。また、週2、3日程度2名の障がい児を受け入れている。			
	H27	長期休業中(夏休み等)の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に実施し、保育業務等を行っている。また、週2、3日程度2名の障がい児を受け入れている。			
	H28	長期休業中(夏休み等)の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に繰り上げ、保育業務等を行っている。また、週2、3日程度2名の障がい児を受け入れている。			
	H29	長期休業中(夏休み等)の期間は、保護者の強い希望により開館時間を早朝に繰り上げ、保育業務等を行っている。また、週2、3日程度1名の障がい児を受け入れている。			

*評価(A～C)の定義

- A・・・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- B・・・協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- C・・・協定書等を遵守しているものの、内容の一部に課題がある、または改善の必要な内容である。

*施設所管課 所見

- (*1) 履行確認・・・協定書や仕様書等に定められた事業や業務等の履行状況の確認を行います。
- (*2) サービス水準・・・どの程度の水準のサービスを提供しているのかについて測定・評価します。
- (*3) 安定性評価・・・サービス提供の継続性・安定性について収支状況や事業計画と実績との比較等により確認・評価を行います。